## 東京国税局管内 新宿区エリア版 特別号外新宿区エリア版

2011年2月15日発行(新宿税務署編)

発行エヌピー通信社

〒171-8558 東京都豊島区南池袋3丁目8番4号 ☎03(3971)0111代 http://www.np-net.co.jp/ 1948年1月創刊·毎週月曜日発行 (昭和23年5月27日第三種郵便物認可)

Tokyo Tax Administration Bureau jurisdiction version 経営者のための財務・税務の総合情報紙

税理士・会計事務所のための広大地評価専門サイト

広大地評価サポートセンタ-

沖田不動産鑑定士・税理士事務所 www.kodaichi.com/

広大地に該当するかどうかの悩みを解決します! 相談無料 6000120-441-108

## 長に聞

開設し、

そこで行って

くにある橋の名前を冠し

の税務人生の中で印象的

Q

税務行政のこれ

から

xの普及・利用

の

課題をどう

お 3考えで

お 一

層努めて

もありますが、

山本署長

です。

組んで欲しいということ

テム、いわゆる。国税電子申告・対

ることなく積極的に取り

化を図るよう、 が、さらに、

者利便にも資す

ません。日本の

は世界の中でも

員を身近に感じる時期で

確定申告期は税務職

脱務署名が多く、

新宿

な出来事とは?

ように

して

11 まい

西新宿の「新宿アイラン また何より、 で、老朽化が激しく手狭。 に安心して来ていただけ る状況ではありません。 そこで、 レベーターなどの設備 10段近い階段がある上、 日から3月15日までの 年末に建てられたもの 申告書の作成・提出は 高齢者の方など 昨年より2月 庁舎入り口

Q

庁舎が築40年以

います。

が、新宿署の沿革につい 年に税務署制度が創設さ て教えて下さい。 経っているとのお話です た際に作られました。 当時は、 治 29 近

台地上に広がる住宅地

久保一帯に続く遊興地区、

山本 Q いことがあります。 が、 は税務署へ多数の納税者 とがあるそうですね。 付けなければならないこ 方がいらっしゃいます が始まりますが、 新宿署の現庁舎は昭和 注意していただきた 所得税の確定申告期 毎年、 確定申告期 気を

ともあり、ご存じなくて

青梅街道が成子坂付近で

と

していました。淀橋とは、

「淀橋税務署」と称

山本 普通、

税務職員は 「法人税」

しょうか。

所得税」や

山本

国税庁では毎年、

全国納税貯蓄組合連合会

という元気な言葉を多くの納税者となっている」文では、「自分も消費税

神田川を越えますが、そ

昨年は初年度というこ

税務署に来られた方にあ

前です。

こにかかっている橋の名

ですが、

わたしはそれ

かった代わりに、

業に取り組んでいます。 ついての作文」の募集事と共催で中学生の「税に

見

か

に担当することが多い

担当することが多いのいった1つの税目一筋

場は設置していませ に万全を期したいと考え 努めて、署外会場の周知 税務署内に申告書作成会 で、ご注意下さい。 内するということも若干 らためて署外会場をご案 今年は広報などに一層 りました。この時 期、  $\lambda$ 

ます。 四谷署の2署があります および高田馬場が含まれ およそ西側半分を管轄 山本 新宿署は新宿辺りになりますか? コリアンタウン 街を始め、歌舞伎町から 庁のある西新宿高層ビ 新宿、大久保、 ています。JRの駅では 新宿署の管内はどの 新宿区には新宿署と 管内には、 新宿署は新宿区 である大 新大久保 東京都 ル 0)

<プロフィール> 山本 髙志(やまもと たかし) 東京都出身。下田税務署長、国税庁長官官房東京派遣国 税庁主任監察官、東京国税局総務部事務管理第三課長、 同事務管理第一課長、税務大学校東京研修所長、豊島税 務署長を経て現職。下田署に赴任した縁で、西伊豆の棚 田の景観を守るボランティア運動に参加。田植え・稲刈 りの後のビールは格別!

ました。

なっています。

も有数の大きな税務署と

どの職員を抱える都内で現在では、260人ほ

以来という長い歴史を持っており、新宿の街が発展していくのと同時にその新宿を管轄とするのが新宿税務署だ。同署は税務署制度が創設され 税者の利便性向上を目指し昨年から署外に移動。さまざまな取り組みを進 定申告の時期は毎年申告会場に多くの人が足を運ぶ。 長してきた。また、管内には歓楽街のみならず住宅街も含まれており、 る新宿税務署の今について、 日 本屈指の歓楽街や高層ビル街を擁し、「眠らない街」と称される新宿。 山本髙志署長に話を聞いた。 同署は税務署制度が創設されて その申告会場は、

納確成 落合地区など、さまざま Ġ な顔があります。 新宿署は都内でも屈

axを使えばさらに便

山本 指の大きな税務署と聞き 新宿署の周りは

の繁華街となった新宿の 昭和62年には、 たが、新宿が繁栄してい と呼ばれた農村地帯でし 創設当初は くのに合わせて署も成長。 「内藤新宿」 東京有数 山本 Q

ればならず、そのために め国民から信頼されなけ はその使命を全うするた をつけていることは。 ことは、自分が正しいと とが大切だと言っていま 思うことについて萎縮す は自らがルールを守るこ でも、 職員には、 一番伝えたい 公務員 徴税額のほとんい

署から新宿署へと改称し

名前をいただいて、

淀橋

育てることに真正面 田税務署長時代や、 た名古屋国税局管内 に残っています。 中でも、 現在、署長として気 0)

ていただきました。 京研修所長の仕事が印象 取り組んだ税務大学校東 単身赴任をし 人を から 署は、当然のこ 増えてきました

所で税務訴訟に携わった 会担当として仕事をした 国会議事堂の中で 珍しい経験をさせ 使われ方や無駄 などに触れて いますが、最近 大切さにつ うことなどが目 早くから関心を ・中学生に税金 い、理解を深 います。多く は、 将来の いて 

### 新宿・四谷税務署では、昨年に引続き、平成22年分の 所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成と提出の会場を 新宿アイランド地下1 開設期間中は、税務署内に確定申告書作成会場は設置して おりませんのでご注意ください。 (提出のみの方は、税務署でも受け付けております。) 期 間 平成23年2月1日(火)から平成23年3月15日(火)まで ※土、日曜及び祝日を除く。 時 間 午前 9 時 1 5 分から午後 5 時まで ※混雑している場合には、受付を早く締め切ることがありますので、午後4時までにお越しいただくようお願いします。 所在地 ■新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド 地下1階

新宿・四谷税務署からのお知らせ

●会場案内図● 東京メトロ丸ノ内線 【西新宿】駅から徒歩5分(改札口直結) 都営大江戸線 【都庁前】駅から徒歩5分(地下通路) JR・小田急線・京王線・都営新宿線 【新宿】駅から徒歩10分 新宿駅周辺循環バス (新宿WEバス) バス停 [④新宿駅南口] から乗車、 [⑧ハイアットリージェンシー東京前] で下車して徒歩1分

まとて圧滞

ました。 

100万社の社長たちは、 「法人会」に入会したのか!

経営に差がつく ・税の知識が身につく ・人脈が広がる

社団 新宿法人会には約4600社の法人が加盟

さらに詳しくはWEBへ

03-3371-3821 FAX 03-3371-3834

新宿法人会

検索

事

### 新宿青色申告会 社団法人

税金の無駄遣い

の合理化・と言われてととして

の合理

税金の事務を

効率化を図って ないよう、事務

があります。

徴

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2丁目41番8号 第2下村ビル6階

TEL: 03-3209-3320 FAX: 03-3209-5363

URL: http://www5.ocn.ne.jp/~sj-aoiro/index.html

E-mail: sj-aoiro@crux.ocn.ne.jp

を翌年度以降に繰り越せ 7年間」まで繰越が認 られている。 繰り越した欠損金は黒 は、欠損金(赤字) 欠損金の繰越控除制 現行制度では

字が出たと思ったのに今

ずっと赤字でやっと黒

字と相殺できるため、



恩恵のみ受けられるという歓迎す されることになった。 改正では、この制度が大きく改正 が同時に行われる改正になるが、 ラインや適用開始時期などはしっ べき内容だ。ポピュラーな制度だ 中小企業は制限から逃れ、 繰越控除制度」。平成23年度税制 リットのひとつである「欠損金の かり押さえておきたいところだ。 青色申告法人にとって大きなメ 対象となる中小企業の判定 制限と拡充 拡充の

## 繰越欠損 中小企業へ

金になり、

その事業年度

年度から適用。

円しか控除できなくな ば、同じケースでは80万 23年度改正が実施されれ の所得金額はゼロだ。同

度で生じた欠損金額から

への延長は同20年4月1

繰越控除期間の9年間

日以後に終了した事業年

円のうち100万円が損

00万円なら、150万 金控除前の所得金額が1 その事業年度の繰越欠損 損金の額が150万円で、

80%」は、平成23年4月 金控除の「控除限度

額

日以後に開始する事業

控除制度における控除限 外となった。ここでいう 災害による損失金の繰越 出しなかった事業年度の 法人(資本金5億円以上 額制限は一部大企業のみ 置がとられる。 度額についても同様の措 人で資本金1億円以下の 小企業とは、①普通法 なお、青色申告書を提 ただし、この控除限度 中小企業は対象

るが、この措置は「その が現行の7年から9年へ 額に係る更正の期間制限 の帳簿書類の保存」 欠損金が生じた事業年度 年間延長」を希望する中 小企業は多いと予想され また、繰越期間延長に わせて法人税の欠損金 なお、拡充である「9 要件となって いる。

除制度について、 は、この欠損金の繰越控 メリットの中でも人気の なった」という事態も防 れることになった。 部制限する見直しが行 平成23年度税制改正で 青色申告の 利用を

となっている。 繰越控除できる期間が現 た。こちらは法人の規模 行の7年間から「9年間 に延長されることになっ 関わりなく また、同23年度改正で、 律の措置

度の所得金額」だ。

これが同23年度改正で、

繰越控除しないものとし きる「控除限度額」は、

繰越控除で

て計算した「その事業年

置付けだ。 引き換えの措置という位 厳しい改正だが、これは 法人税の税率引き下げと 大企業対象の繰越欠損 中小企業は胸をなで下 大企業にとっては

きなくなる。

現行制度では、繰越欠

の繰越控除前所得の 繰越控除をする事業年度

80%」までしか控除で

度のグループ法人税制導 は除く)②公益法人等③ 企業の範ちゅうから除外 00%子会社」が中 組合等④人格のな 「大会社の

されている。

9

出した。「子ども手当」など民主党の目玉政策の財源に

議論から1年、

るのか。 く人も くし出 きし出き

今年1月、平成22年度税制改正での決定事項がいよい

いるかもしれない。いったいどのような人が影響を受ける 中にはすっかり忘れてしまい、源泉徴収税額が増えて驚

ぞれ該当するごとに扶

▲子ども手当があるので控除はナシ!

として、大きな負担を

所得が高いほど担税

人の間が最も差が出る

が所得税の仕組み。こ

扶養親族等 高所

## 扶養親族のカウント重要に

に対する38万円の

の2カ所。②の年齢層は、一般 忘れたころにやってきた子ども手当増税を再確認したい の控除対象者として扶養控除額 乗せされていた25万円部分 扶養控除②16歳以上19歳未満の ①年齢16歳未満の扶養親族(年 は、所得税の扶養控除のうち、 度税制改正で廃止が決定したの 扶養親族に対する扶養控除で上 平成23年時点で、「平成8年 38万円に下がる。 子ども手当支給と高校授業料

の影響がある。 まれの子ども」は上乗せ分廃止 響がある。同じく今年「平成5 がいれば年少扶養控除廃止の影 している人数で決まるわけでは 扶養親族等の数は、単に扶養 1月2日~同8年1月1日生 月2日以後生まれの子ども」 納税者本人が障害者・寡

注目が実質の差額。 

婦・寡夫・勤労学生なら、

控除対象配偶者や扶養 者・同居特別障害者が の数に1人が加わる。 こちらも該当するごと 齢16歳未満の人を含む) 親納 。扶れに族税親 養親に障害 発展等

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

全国法人会総連合会長 大橋 光夫

大きくなる。高所得者

人数のカウントが重要

が上がる可能性が

による税額差も、

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の 間から生まれた団体です。

0人と1人の差額は6

2人と3人の差額は3

人と2人の差額は4

4人以上を比べても、

地域経済の中核を担う中小企業の活性化に つながる税制改正提言や、未来を担う子供達 に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心 となって様々な活動を展開し、地域社会のお 役に立ち信頼される存在になろうと努めてお ります。

全法連は、約 100 万社の会員企業 41 都道県に 442 の会を擁する団体です。

- **◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催して**
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

#### 法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください 

〒160-0002 東京都新宿区坂町 13-4 TEL.03-3357-6681 http://www.zenkokuhojinkai.or.jp 財団法人 全国法人会総連合



## 税理士法人サポート21

代表社員 公認会計士·税理士 大山 知宏 大山

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-22-38-2F TEL:03-3361-5063 FAX:03-3366-0308 E-mail:support21@keiei-s21.com URL:http://www.keiei-s21.com

## 坂根隆文税理士事務所

#### 坂根 隆文 税理士

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-32-11 セントビラ永谷 1202 TEL:03-3372-1433 FAX:03-3372-3410 E-mail z-sakane@ka3.so-net.ne.jp

### 名倉明彦税理士事務所

名倉 明彦

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-5-12 ザ・ステージ早稲田 206

TEL: 03-5272-3618 FAX: 03-5272-3610 URL: http://www.iau.gr.jp/nakura/ E-Mail akihiko@nakura.biz

長田正俊税理士事務所/株式会社 ナガタ経営 社労士 行政書士事務所/労働保険事務組合

# 代表

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2 丁目 7-1 大久保フジビル 408、409、412 TEL:03-3205-3001 FAX:03-3205-0952 URL: http://www.bizup.jp/member/nagata

E-mail naruhodo@tkcnf.or.jp

### マエサワ税理士法人

永壽 代表社員·税理士 理事長 前沢

代表社員·税理士 孝則 常務理事

〒160-0023 東京都新宿区西新宿六丁目 24 番 1 号 西新宿三井ビルディング 13 階

TEL:03-3344-7321 (代表) FAX03-3344-7325

URL: http://maesawa.org

# 尾谷会計事務所 税理士 尾谷恒行

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-14 大塚南ビル七階 TEL:03-5957-5654 FAX:03-5957-5611 E-mail:otani@otaniacc.jp

### 経営者のための 経営·財務情報紙 刊

税務・財務情報に特化して 60 年超 信頼と実績のエヌピー通信社が満を持して、 35年ぶりに新創刊した経営・税務情報月刊紙!

中小企業のオーナー社長必読の経営(資金繰り、経営改善、 社保・年金、関連法令情報など) と税務 (事業承継、相続税、 法人税対策情報など)の「詳報」が満載!!

毎月 28 日付・タブロイド判・12 頁建以上 年間購読料 9,000 円(送料・消費稅込)

お問い合せ TEL: 0120-074-601/03-3971-0114(直通) エヌピー通信社 デ171-8558 豊島

※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご活用いただけます。詳しくはお問い合せください

# 相続 \ 資産繰り・経営改善 / 医療

あらゆるご相談は<sup>ヽ</sup>

企業価値の創造 /ウリニック新設を含め ご相談は第3監査室へ

YODA (ISHII) CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS OFFICE



### 依田(石井)公認会計士税理士事務所

所長 依田友吉

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-16-6 森正ビル2・3 F TEL:03-3361-4913 FAX:03-3365-6850 URL: http://www.yodacpa.co.jp

税務分野別に特化した 専門チームによる総合力 NO.1



# 辻·本郷 税理士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 31 階 TEL 03-5323-3301 FAX 03-5323-3302

http://www.ht-tax.or.jp/



になった。持ち家にちょっと 00万円以上で発生すること なかったところ、今後は48 産がなければ相続税は発生し までは合計8千万円以上の資

した預金を持っているだけで

対象になってしまうなど、

たわけだ。

これにより、

相続の際に課税対象とならない財産や控除できる財産などについてはしっかり押さ た相続税の問題も、誰にでも降りかかってきかねない状況となっている。そのため、きく引き下げられたことにより、今までは「ごくわずかな人」にしか影響のなかっ平成23年度税制改正大綱では、相続税の大増税が盛り込まれた。基礎控除額が大 えておきたいところだ。

相続の計算は、

遺族が妻と子2人の場合、今 数」から「3千万円+600 いうものだ。つまり、「5千 を600万円に引き下げると 5千万円から3千万円に、法ける基礎控除の額を、現行の れた。正味遺産額から差し引 は、相続税の大改正案が示さ 万円+1千万円×法定相続人 万円×法定相続人数」になっ 定相続人の比例控除の額を、 1人当たり1千万円のところ -成23年度税制改正大綱で 法定相続人の

て計算する。

散骨 葬式なら認められ

<お知らせ> 本紙『納税通信』の通常号は 毎週月曜日発行です。

東京国税局管内 特別号外

新宿区エリア版 新宿税務署編 平成 23 年 2 月 15 日発行 © エヌピー通信社 『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 新宿区 エリア版)は、「税務行政当局と納税者の理解を 深めるための情報紙」として、新宿区内全域の『日 本経済新聞』(宅配分) に不定期で折り込み配布 している無料紙です。発行に際しては新宿税務署 に取材面でご協力いただきました。また、新宿法 人会、新宿青色申告会、東京税理士会新宿支部 をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を 強力にサポートする税理士の先生方、さらには地 元に密着した活動を展開する経済団体などに、ご 賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御 礼申し上げます。 【エヌピー通信社・企画編集部】

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 

2011年(平成23年)2月15日(火曜日)

年間購読料(前納・送料共) 36,700円 | 購読•広告申込 | www.nouzei.jp | 03 (3971) 0114 (直通)

▲悲しみの中でも気になるのは葬式費用…

れる。 産として遺産総額から控除さ 費用などのみ。 む人も増えている。 多様性が生じ、従来の仏式の か法要などのための費用は葬 墓地の借入料、 た後に海や山などに骨をまい る故人も多い。また、亡くなっ 遺体を送る「直葬」を希望す ずに病院から直接火葬場へと けず通夜や告別式だけを行う 墓地・墓石の購入費用は生前 式費用には含まれない。なお、 用や墓地や墓石の購入費用、 注意が必要で、そこに含まれ 遺産総額から控除することが てほしいという「散骨」を望 るのは葬儀の費用やお通夜の できるが、その葬式費用にも 家族葬」や、 に加え、儀礼的な弔問者を受 に用意しておけば、非課税財 最近では葬式の行い方にも 葬儀を全くせ 初七日そのほ 香典返しの費 故人のこ

れしること

とにしたが、A市のみで告別

A市において告別式を行うこ

や親戚らが告別式に出席する 式を行うとB市に在住の知人 元はB市の出身。亡くなった

A市で亡くなったPさんは

ということについてだ。

ういった要望に応え、遺族が 沖縄の海や富士山の山 をまきに行った 頂へ骨

り行った。

意思によりA市での告別式の 参列者の便宜を考慮し遺族の ことが困難となることから、

後、B市での告別式を別途執

万円+600万円×法定相続 当に相続が「ひとごと」では 以内の贈与財産を足し、 さらにそこに相続開始前3年 を足し合わせた「遺産総額」 人数の基礎控除額を差し引い から「非課税財産」「葬式費用」 なくなってしまっている。 受け継いだ債務」を差し引き、 このように「葬式費用」は 財産の総額 3 千 これに対して課税当局は、

税財産に算入して良いのか。

どちらも葬式費用として非課 回に分けて行った場合、その 回答事例を示した。 **絹の対象となる告別式を2** この事例の内容とは、葬式

の遺志だったので」と言って がこの葬式費用について文書 る必要がある」という。 光費用などと切り分けて考え ケースも考えられる。どこま 式費用として認められない えば、渡航したついでに観光 支えない」としながらも、「例 わけだ。 も認められない可能性が高い な旅行を行って「散骨が故人 でを葬式費用にするかは、 も行うような場合、全てを葬 ものならば、費用として差し 「葬式の一環として行われる また先ごろ、名古屋国税局 豪華

告別式2回も実態に合わせて控除OK

でものカ3万円たった。 相続税法は奉通達13 - 4でその範囲について定めておらず、相続税法は奉通達13 - 4でその範囲について、①葬式もしくは遺骨の回送そのほかいで、追輩(いがい)もしくは遺骨の回送そのほかに要した費用(仮葬式と本書式に伴うものに要した費用(仮葬式と本書式に伴うものに要した費用(仮葬式と本書式に伴うものに要した費用)で変出が画巻では3の前後に生じた出費で通常を表の追ぎりありた。日本来家族葬を希望していたの間が回答を示した。でなければならないの事情に照らしており、B市の告別式も、の課税対象となりそうな場合、A市・B市どらの市で行った告別式も、ではなく、死者を葬るために行われた儀式。の課税対象となりそうな場合、A市・B市どちらの市で行った告別式も、ではなく、所ではなら、A市・B市の告別式に関連を記述を表望していたが、本来家族葬を希望していたの遺産に掲げられた。の課税対象となりそうな場合、の課税対象となりそうな場合、が、本来家族葬を希望していたの遺産に掲げられる。をそのほかの事情に照らしていたが、本来家族葬を希望していたが、本来家族葬を希望していた出費で通常を示した。の課税対象となりそうな場合、A市・B市どもありそうだ。ただしその連続に関係を行うことで課代を表表するというでなければならないの事情に照らしてはならないの事情に照らしていたが、表表を表表するという。

# 東京税理士会 新宿支部

納税者支援センター新宿

【税に関する無料相談】 毎月第1・3水曜日 午後1時~4時

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-18-18

新宿税理士ビル TEL: 03-3369-3235 FAX: 03-3366-0157

URL: http://www.shinjukushibu.gr.jp E-mail: shibu@shinjukushibu.gr.jp

### 資金繰りのう 東商新宿支部からのお知らせ

### 低利な融資制度(無担保・無保証人)のご案内

融資内容	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 商工会議所の推薦にもとづき、無担保・無保証人・低利で受けられる 国の(日本政策金融公庫)の融資制度です。		
融資対象	従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下)。業歴1年以上。税金 を完納していること。 ※税理士・会計士の方でもご利用いただけます。		
融資限度額	1500万円	返済期間	運転資金7年以内・設備資金10年以内
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要です)		
金利	年 1.85%(平成22年11月11日現在)		
申込方法	お申し込みは下記までお気軽にお問合わせ下さい。		
※上記の融資枠と仮済条件は平成23年3月31日までの取り扱いとなります			

※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。 東京商工会議所新宿支部 〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4F TEL. 03-3345-3290

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 

また、納骨前にB市において

などを行う仏式で執り行った。

行われた2回目の告別式も、

ともに職場や近所の方が焼香

目の告別式は、遺影および遺

僧侶による読経と

A市において行われた1

 $\stackrel{\wedge}{\sim}$